

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目1番1号
虎の門三丁目ビルディング5階

I T b o o k 株 式 会 社

代表取締役会長兼CEO 恩 田 饒

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 本館3階 「牡丹の間」
3. 目的事項
報告事項1. 第27期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 定款一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.itbook.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和により、企業収益や雇用情勢の改善などが見られ緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループが事業領域とする情報システム業界におきましては、企業収益の改善を背景に老朽化システムの更新など、IT投資が上向きつつありますが、顧客企業等のITコスト削減姿勢は依然として継続しており、厳しい環境にありました。しかしながら、当業界はクラウドコンピューティングや社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」という。）に象徴されるような追風も吹いています。

このような環境のもと、当社グループは、成長力の高い企業集団を目指し、優秀な人材確保を積極的に進め、番号制度、クラウド等を中心にコンサルティングメニューの拡大、質的向上、受注増大に注力してまいりました。

さらに、平成26年11月には、株式会社システムハウスわが家の株式を100%取得し、連結子会社といたしました。当社のコンサルティング力と同社のシステム開発、運用、保守管理力により、生命保険関連事業における上流工程から下流工程まで一貫したサービスの提供を可能とするとともに、各種シナジー効果により、幅広く顧客ニーズを捉え、金融関連事業の拡大を図ってまいりました。

この結果、当社グループの連結会計年度の売上高は、20億3百万円（前年同期比18.4%増）、営業利益1億37百万円（前年同期比1049.9%増）、経常利益1億40百万円（前年同期比559.9%増）、当期純利益1億3百万円（前年同期比1091.0%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

<コンサルティング事業>

コンサルティング事業におきましては、番号制度に関する業務が拡大し、地方公共団体からの番号制度に関するコンサルティング業務の受注件数では、30自治体を超えて、わが国で一番多い実績とされています。

さらに、コンサルティング・サービスの質的向上を目指した優秀な人材の確保に努めるとともに、中央官庁、地方自治体、独立行政法人等の公共機関や民間企業に対して積極的な営業活動も展開してまいりました。

この結果、売上高は、8億81百万円（前年同期比25.6%増）、セグメント利益は、1億36百万円（前年同期比297.6%増）となりました。

<システム開発事業>

システム開発事業におきましては、Windows XPのサポート終了によるハードウェアの切り換え需要の反動がありましたが、大型案件の完成やフロント・アプリケーションズ株式会社の業績の寄与、さらには、平成26年11月に株式会社システムハウスわが家の株式を100%取得し連結子会社とした結果、前年同期に比べ増収増益となりました。

また、民間企業向けに、新しい価値を提供する新ブランド<ITbook Blue Line>を立ち上げ、『お客様とビジネスの目標を共有し、ともに実現する』というコンセプトのもとに、お客様の業務を継続的に改善するソリューション「r. a. k. u.」を提供し、事業領域拡大に努めてまいりました。

この結果、売上高は、11億22百万円（前年同期比13.3%増）、セグメント利益は、45百万円（前年同期比76.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

当社は、平成26年11月21日付けで株式会社システムハウスわが家の株式（発行済み株式の100%）を取得し、同社を子会社としました。なお、同社は、平成27年3月20日付けで有限会社システムハウスわが家から商号を変更いたしました。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東京アプリケーションシステム株式会社	50,000千円	100.0%	システムの提案、設計、開発等
シーエムジャパン株式会社	52,360千円	99.2%	動画配信、Webシステム開発等
フロント・アプリケーションズ株式会社	1,000千円	100.0%	金融フロント向ソフトウェア開発等
株式会社システムハウスわが家	3,000千円	100.0%	システムの開発、保守、運用管理等

(6) 対処すべき課題

当社グループは、創業以来、IT関連のコンサルティング及びシステム開発事業において、公共機関のみならず民間企業を対象に多くの実績を重ねてまいりました。この背景には、公共性の高い事業領域において、ITを活用して豊かな社会生活を実現することが、当社グループの使命であるとの基本的な考えによるものです。こうした理念を実現し企業価値を向上させていくためには、更なる収益力の向上を図ることが最も重要な課題であります。

更に、「クラウドコンピューティング」の急速な普及や平成27年10月より国民一人一人に対し「マイナンバー」が付番されます。当社グループは、民間企業の「マイナンバー制度」対応について、これまで蓄積してきた豊富なノウハウを駆使することで、シェアの拡大を図ってまいります。また、優秀な人材を積極的に確保し育成に努めることにより、民間企業からの受注拡大にも注力する方針です。

当連結会計年度におきましても、シナジー効果を狙い大手生命保険会社等にシステム開発、保守及び運用を行っている企業を買収したことにより、生命保険関連事業における上流工程から下流工程まで一貫したサービスの提供を可能とし、幅広く顧客ニーズを捉え、金融関連事業におけるシステム開発事業の拡大と更なる事業展開を図ってまいります。

当社グループは、今後も顧客満足度と収益力の向上を図るとともに、グループ社員が責任を持ち、誠実に業務を遂行することで社会貢献を果たし、将来にわたってグループの企業価値向上に取り組み、株主の皆様のご期待に応えられるよう邁進してまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第25期 平成25年3月期	第26期 平成26年3月期	第27期 (当連結会計年度) 平成27年3月期
売上高(千円)	1,143,136	1,692,557	2,003,752
経常利益(千円)	43,733	21,290	140,496
当期純利益(千円)	31,928	8,712	103,762
1株当たり当期純利益(円)	2.03	0.55	6.52
総資産(千円)	868,715	1,043,964	1,285,586
純資産(千円)	328,827	340,612	444,327
1株当たり純資産額(円)	20.73	21.41	27.94

(注)1. 第25期(平成25年3月期)より連結計算書類を作成しているため、第24期(平成24年3月期)以前については記載しておりません。

2. 当社は平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第24期 平成24年3月期	第25期 平成25年3月期	第26期 平成26年3月期	第27期 (当事業年度) 平成27年3月期
売上高(千円)	492,843	638,642	701,843	881,368
経常利益(千円)	15,153	52,099	45,212	131,912
当期純利益(千円)	132,340	42,840	45,179	73,447
1株当たり当期純利益(円)	1,688.38	2.73	2.85	4.62
総資産(千円)	361,796	625,231	778,200	1,046,340
純資産(千円)	294,911	339,740	387,866	461,298
1株当たり純資産額(円)	3,732.45	21.43	24.39	29.01

(注) 当社は平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(8) 企業集団の主要な事業セグメント

コンサルティング事業	中央官庁、地方自治体、独立行政法人及び民間企業への情報システムに関わるコンサルティング業務
システム開発事業	システムの提案、設計、開発及び保守業務等

(9) 企業集団の主要拠点等

I T b o o k 株式会社	本社	東京都港区
	西日本支社	大阪府大阪市淀川区
	青森事務所	青森県青森市
	熊本事務所	熊本県熊本市
東京アプリケーションシステム株式会社	本社	新潟県新潟市
	東京支社	東京都港区
シーエムジャパン株式会社	本社	東京都港区
フロント・アプリケーションズ株式会社	本社	東京都港区
株式会社システムハウスわが家	本社	東京都中野区
沖縄 I T b o o k 株式会社	本社	沖縄県宜野湾市

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
145名	25名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
50名	5名増	42.8才	2.0年

(注) 従業員数には使用人兼務役員1名は含んでおりません。

(11) 企業集団の主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	200,000
株式会社東日本技術研究所	88,500
株式会社東日本銀行	80,000
株式会社千葉銀行	50,000
株式会社新銀行東京	50,000

(注) 平成27年3月31日現在の借入金残高が、10百万円を超える借入先を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 : 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 : 15,902,562株（自己株式38株を除く）
- (3) 株主数 : 9,025名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
梶 弘 幸	5,800,000	36.47
株 式 会 社 U N S	1,028,700	6.46
恩 田 饒	559,100	3.51
和 田 洋	300,000	1.88
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	244,900	1.54
青 木 保 一	220,000	1.38
株 式 会 社 S B I 証 券	198,800	1.25
松 井 証 券 株 式 会 社	159,500	1.00
宇 田 川 一 則	158,000	0.99
平 野 繁 行	146,100	0.91

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	恩 田 饒	東京アプリケーションシステム株式会社 代表取締役 シーエムジャパン株式会社代表取締役 NEXT株式会社代表取締役
代表取締役社長	伊 藤 元 規	営業本部長 沖縄 I T b o o k 株式会社代表取締役
常 務 取 締 役	曾我部 義 久	西日本支社駐在
取 締 役	山 口 成 一	民間グループ担当
取 締 役	佐々木 隆	株式会社トムス・マーケティング代表取締役 社長 サムシングホールディングス株式会社社外取 締役 シーエムジャパン株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	吹 上 和 明	
監 査 役	芦 部 隆	
監 査 役	松 場 清 志	アジアコネクト株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 取締役佐々木隆氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役芦部隆及び松場清志の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役佐々木隆氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	5名	71,300千円 (うち社外 1名 2,400千円)
監査役	3名	6,924千円 (うち社外 2名 2,592千円)

- (注) 1. 上記金額には、取締役の使用人の給与は含まれておりません。
 2. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与は16,812千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外取締役 佐々木隆

ア. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は、株式会社トムス・マーケティングの代表取締役社長、サムシングホールディングス株式会社及びシーエムジャパン株式会社の社外取締役に兼職しております。シーエムジャパン株式会社は、当社の子会社であり当社との間に業務委託等の営業取引関係があります。また株式会社トムス・マーケティング及びサムシングホールディングス株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席の状況

当事業年度に開催された取締役会16回のうち12回に出席いたしました。

(イ) 取締役会における発言の状況

同氏は、経営についての豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の経営全般について、貴重な様々な助言・提言を行っております。

(ウ) 当該社外役員の意見により決定された事業方針又はその他の事項の変更該当事項はありません。

(エ) 当社の不当な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

エ. 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (2) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。

②社外監査役 芦部隆

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席の状況

当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。

(イ) 取締役会及び監査役会における発言の状況

同氏は、企業経営、金融等の豊富な経験及び財務、会計に関する知見と幅

広い見識から、取締役会及び監査役会において適切で様々な助言・提言を行っております。

(ウ) 当該社外役員の意見により決定された事業方針又はその他の事項の変更該当事項はありません。

(エ) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要該当事項はありません。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

エ. 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「4. 会社役員に関する事項(2) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。

オ. 前各号に掲げる事項の内容に対して当該社外役員の意見該当事項はありません。

③社外監査役 松場清志

ア. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は、アジアコネクト株式会社代表取締役会長を兼職しております。アジアコネクト株式会社と当社の間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席の状況

当事業年度に開催された取締役会16回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。

(イ) 取締役会及び監査役会における発言の状況

同氏は、企業経営者として及び国際的金融・財政等豊富な経験と専門的な知識など幅広い見識から、適切で様々な助言・提言を行っております。

(ウ) 当該社外役員の意見により決定された事業方針又はその他の事項の変更該当事項はありません。

(エ) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要該当事項はありません。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を

定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約を締結していません。

エ. 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、「4. 会社役員に関する事項(2) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりであります。

オ. 前各号に掲げる事項の内容に対して当該社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人和宏事務所

(2) 責任限定契約の内容の概要

会計監査人と当社の間で、会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っていません。

(3) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	13,200千円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社グループでは、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループは、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査部門は、管理本部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの状況監視及び全社的対応は管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応、責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを維持する。
- (5) 当社における業務の適正を確保するための体制
事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する。

- (6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査担当の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

- (8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数及び当該持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて、また、割合及び1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	970,603	流 動 負 債	760,101
現金及び預金	184,489	買掛金	146,514
受取手形及び売掛金	737,431	短期借入金	386,691
商 品	9,397	1年内返済予定の長期借入金	29,280
仕 掛 品	19,419	未 払 金	43,803
貯 蔵 品	213	未 払 費 用	43,052
繰延税金資産	5,274	未払法人税等	27,795
そ の 他	15,737	賞与引当金	17,837
貸倒引当金	△1,359	役員賞与引当金	660
固 定 資 産	314,982	そ の 他	64,466
有形固定資産	20,876	固 定 負 債	81,157
建 物	17,388	長期借入金	67,060
工具、器具及び備品	3,265	そ の 他	14,097
車 両 運 搬 具	223	負 債 合 計	841,259
無形固定資産	166,627	純資産の部	
の れ ん	157,077	株 主 資 本	444,234
そ の 他	9,549	資 本 金	883,708
投資その他の資産	127,478	資 本 剰 余 金	153,638
投資有価証券	52,484	利 益 剰 余 金	△593,096
そ の 他	74,994	自 己 株 式	△15
		その他の包括利益累計額	93
		その他有価証券評価差額金	93
		純 資 産 合 計	444,327
資 産 合 計	1,285,586	負債純資産合計	1,285,586

連 結 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,003,752
売 上 原 価		1,215,628
売 上 総 利 益		788,124
販売費及び一般管理費		650,345
営 業 利 益		137,778
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	105	
受 取 配 当 金	568	
保 険 解 約 返 戻 金	4,040	
助 成 金 収 入	2,690	
業 務 委 託 手 数 料	1,080	
そ の 他	1,125	9,611
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,918	
そ の 他	975	6,894
経 常 利 益		140,496
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 損 失	7,693	
の れ ん 償 却 額	2,362	10,056
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		130,439
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,604	
法 人 税 等 調 整 額	△1,801	26,802
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		103,636
少 数 株 主 損 失		125
当 期 純 利 益		103,762

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	883,708	153,638	△696,859	—	340,486
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			103,762		103,762
自己株式の取得				△15	△15
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	103,762	△15	103,747
当 期 末 残 高	883,708	153,638	△593,096	△15	444,234

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	—	—	125	340,612
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				103,762
自己株式の取得				△15
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	93	93	△125	△32
当 期 変 動 額 合 計	93	93	△125	103,715
当 期 末 残 高	93	93	—	444,327

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 東京アプリケーションシステム株式会社
シーエムジャパン株式会社
フロント・アプリケーションズ株式会社
株式会社システムハウスわが家

上記のうち、株式会社システムハウスわが家については、平成26年11月21日付けで株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。なお、同社は平成27年3月20日付けで有限会社システムハウスわが家から商号を変更しております。

(2) 非連結子会社の名称等

沖縄ITBOOK株式会社
NEXT株式会社
株式会社HTASC
沛麒（瀋陽）計算機系統有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

沖縄ITBOOK株式会社
NEXT株式会社
株式会社HTASC
沛麒（瀋陽）計算機系統有限公司

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、株式会社システムハウスわが家は、平成27年1月26日付けで、決算日を1月31日から3月31日に変更いたしました。当連結会計年度の連結計算書類の作成に当たり、同社については、平成26年11月1日から平成27年3月31日の5ヶ月の会計期間の計算書類を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品	…………	移動平均法
仕掛品	…………	個別法
貯蔵品	…………	個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	4～15年
車両運搬具	6年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

5年～7年間の定額法により償却を行っております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	31,078千円
(2) 手形割引高	
受取手形割引高	7,620千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	15,902,600株
(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項	
該当事項はありません。	

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、一時的な余資を安全性の高い銀行預金等の金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その殆どが3ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、短期的な運転資金であります。

長期借入金は、長期的な運転資金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、また発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

b. 市場リスクの管理

当社グループは、借入金については、支払利息の変動リスクを抑制するため、固定金利を利用することとしております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、当社管理本部及び各社財務主管部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2.参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	184,489	184,489	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	737,431 △1,359		
	736,071	736,071	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,545	1,545	—
資産計	922,106	922,106	—
(1) 買掛金	146,514	146,514	—
(2) 短期借入金	386,691	386,691	—
(3) 未払金	43,803	43,803	—
(4) 長期借入金（※2）	96,340	93,277	△3,062
負債計	673,349	670,286	△3,062

※1 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 連結貸借対照表上の1年内返済予定の長期借入金29,280千円を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	50,938

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められます。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
(1) 現金及び預金	184,489
(2) 受取手形及び売掛金	736,071
合計	920,561

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 27円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円52銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

[取得による企業結合]

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、株式会社プロネットの発行済株式の全部80株を取得する決議を行い、平成27年4月23日付けで株式譲渡契約を締結し、平成27年4月30日付けで株式を取得することによって、同社を子会社といたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社プロネット

事業の内容 ソフトウェア及びWeb系システムの開発

② 企業結合を行った主な理由

同社を子会社化することによって、当社のコンサルティング力と同社の金融系システム開発力により、金融関連事業を強化し、さらに、当社グループのシステム開発事業において、シナジー効果により事業拡大を図るためであります。

③ 企業結合日

平成27年4月30日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したことによります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価は20,000千円であり、対価は現金であります。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 5,350千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	720,698	流 動 負 債	581,214
現金及び預金	38,338	買掛金	82,280
売掛金	573,446	短期借入金	402,000
仕掛品	11,263	未払金	33,192
貯蔵品	144	未払費用	6,070
前払費用	6,570	未払法人税等	12,749
短期貸付金	90,000	未払消費税等	27,136
その他	934	前受金	3,579
固 定 資 産	325,642	預り金	8,884
有形固定資産	18,813	賞与引当金	5,320
建物	17,015	固 定 負 債	3,827
工具、器具及び備品	1,798	その他	3,827
無形固定資産	5,552	負 債 合 計	585,041
ソフトウェア	5,148	純 資 産 の 部	
その他	403	株 主 資 本	461,298
投資その他の資産	301,276	資本金	883,708
投資有価証券	13,038	資本剰余金	153,638
関係会社株式	263,500	資本準備金	153,638
長期前払費用	611	利 益 剰 余 金	△576,032
敷金及び保証金	24,125	その他利益剰余金	△576,032
その他	0	繰越利益剰余金	△576,032
		自 己 株 式	△15
		純 資 産 合 計	461,298
資 産 合 計	1,046,340	負 債 純 資 産 合 計	1,046,340

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		881,368
売 上 原 価		441,633
売 上 総 利 益		439,734
販売費及び一般管理費		303,694
営 業 利 益		136,040
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	562	
業 務 委 託 手 数 料	1,080	
そ の 他	87	1,730
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,652	
そ の 他	204	5,857
経 常 利 益		131,912
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	43,900	43,900
税 引 前 当 期 純 利 益		88,012
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		14,565
当 期 純 利 益		73,447

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	883,708	153,638	153,638	△649,479	△649,479
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				73,447	73,447
自己株式の取得					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	73,447	73,447
当 期 末 残 高	883,708	153,638	153,638	△576,032	△576,032

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	—	387,866	387,866
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益		73,447	73,447
自己株式の取得	△15	△15	△15
当 期 変 動 額 合 計	△15	73,432	73,432
当 期 末 残 高	△15	461,298	461,298

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品 …… 個別法

貯蔵品 …… 個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 5～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 6,087千円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 90,127千円
短期金銭債務 28,083千円

(3)保証債務

次の連結子会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。
東京アプリケーションシステム株式会社 17,060千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引
営業費用 27,804千円
営業外収益 1,583千円
営業外費用 55千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 38株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	609,873千円
未払事業税	1,298千円
未払費用	1,964千円
賞与引当金	1,721千円
投資有価証券評価損	28,864千円
たな卸資産評価損	12,455千円
その他	952千円
繰延税金資産小計	657,130千円
評価性引当額	△657,130千円
繰延税金資産合計	—千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額(注6)	科目	期末残高
子会社	東京アプリケーションシステム株式会社	100.0%	業務支援 出向者の 受け入れ 役員の派遣	資金の貸付(注1)	60,000	短期貸付金	55,000
				利息の受け取り(注1)	253	—	—
				債務保証(注2)	17,060	—	—
	シーエムジャパン株式会社	99.2%	業務支援 出向者の 受け入れ 役員の派遣	資金の貸付(注1)	55,000	短期貸付金	35,000
				利息の受け取り(注1)	249	—	—
	フロント・アプリケーションズ株式会社	100.0%	業務支援	資金の借入(注3)	20,000	短期貸付金	20,000
				利息の支払い(注3)	26	—	—
	沖繩ITbook株式会社	100.0%	業務支援 役員の派遣	業務委託料の受け取り(注4)	1,080	—	—
	NEXT株式会社	100.0%	業務支援 役員の派遣	増資の引き受け(注5)	14,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は設定しておりません。
- (注2) 東京アプリケーションシステム株式会社の金融機関からの借入等について、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受領しておりません。
- (注3) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供しておりません。
- (注4) 業務委託料については、每期交渉の上決定しております。

(注5) N E X T株式会社が行った増資を1株につき50千円で引き受けたものであります。

(注6) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	29円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円62銭

8. 重要な後発事象に関する注記

[取得による企業結合]

当社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、株式会社プロネットの発行済株式の全部80株を取得する決議を行い、平成27年4月23日付けで株式譲渡契約を締結し、平成27年4月30日付けで株式を取得することによって、同社を子会社といたしました。詳細につきましては、「連結注記表9. 重要な後発事象に関する注記」に記載の通りであります。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

ITbook株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾 ㊞
業務執行社員
社員 公認会計士 小澤 公一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ITbook株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ITbook株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

ITbook株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 大塚 尚 吾 ㊞
業務執行社員
社員 公認会計士 小澤 公 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ITbook株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、実査を行うとともに、子会社の取締役、執行役員及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行については、一層の充実を図る必要があると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

I T b o o k 株式会社 監査役会

常勤監査役 吹 上 和 明 ㊞

監 査 役 芦 部 隆 ㊞

監 査 役 松 場 清 志 ㊞

(注) 監査役芦部隆及び松場清志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現取締役の恩田饒氏、山口成一氏、佐々木隆氏は任期満了となります。また、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	おん だ ゆたか 恩 田 饒 (昭和9年9月17日生)	昭和37年4月 大和証券株式会社入社 平成元年6月 同社取締役 平成3年5月 同社常務取締役 平成3年6月 証券団体協議会常任委員長就任 平成8年1月 K O B E 証券株式会社取締役社長就任 平成18年4月 株式会社シーマ代表取締役就任 平成21年7月 当社顧問就任 平成21年9月 当社執行役員C O O就任 平成21年11月 当社代表取締役社長就任 平成24年3月 N E X T 株式会社代表取締役社長就任(現任) 平成24年4月 当社代表取締役会長兼C E O就任(現任) 平成24年5月 東京アプリケーションシステム株式会社代表取締役社長就任(現任) 平成26年2月 シーエムジャパン株式会社代表取締役社長就任(現任)	559,100株
2	やま ぐち せい いち 山 口 成 一 (昭和43年1月15日生)	平成2年4月 日本エヌ・シー・アール株式会社(現日本NCR株式会社)入社 平成9年4月 日本ビューレット・パッカード株式会社入社 平成17年10月 株式会社野村総合研究所入社 平成22年3月 当社入社 営業本部第二コンサルティング本部シニアマネージャー 平成22年10月 執行役員コンサルティング本部民間グループ担当 平成23年6月 当社取締役民間グループ担当就任(現任)	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	さ さ き たかし 佐々木 隆 (昭和21年7月31日生)	昭和49年4月 旭化成株式会社入社 平成10年6月 旭化成ホームズ株式会社取締役就任 平成13年4月 株式会社トムス・マーケティング代 表取締役社長就任（現任） 平成18年3月 サムシングホールディングス株式会 社監査役就任 平成18年11月 同社社外取締役就任（現任） 平成20年3月 株式会社シーマ顧問経営諮問委員会 委員長就任 平成20年11月 シーエムジャパン株式会社社外監査 役就任 平成23年6月 当社監査役就任 平成25年6月 シーエムジャパン株式会社社外取締 役就任（現任） 当社社外取締役就任（現任）	一株
※4	まつ ば きよ し 松場清志 (昭和26年2月18日生)	昭和48年4月 大和証券株式会社入社 平成元年2月 大和シンガポールリミテッド代表取 締役社長就任 平成11年2月 大和証券株式会社グループ本社アジ ア・オセアニア地域担当取締役就任 平成15年5月 大和証券SMB C株式会社欧州・中 近東地域担当常務執行役員兼 大和証券SMB Cヨーロッパリミテ ッド代表取締役会長就任 平成17年5月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式 会社専務取締役就任 平成20年4月 キャピタル・パートナーズ証券株式 会社取締役会長就任 平成22年6月 アジアコネクト株式会社代表取締役 会長就任（現任） 平成25年6月 当社監査役就任（現任）	一株

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐々木隆氏、松場清志氏は社外取締役候補者であります。
4. 佐々木隆氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、松場清志氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
5. 佐々木隆氏につきましては、経営についての豊富な経験と幅広い見識を基に、引き続き当社の経営の監督と経営全般に助言をいただくと同時に、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 松場清志氏につきましては、経営者として及び国際的な金融・財政等の豊富な経験と、専門的な知識など幅広い見識を基に、当社の経営の監督と経営全般に助言をいただくと同時に、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 佐々木隆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

8. 松場清志氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
9. 社外取締役候補者との責任限定契約について
定款において社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、本議案が承認された場合には、賠償責任限度額を法令の規定する額とする契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役吹上和明氏、監査役芦部隆氏は任期満了となります。また、監査役松場清志氏の辞任にともない監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、三谷総雄氏は松場清志氏の後任として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期満了の時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
※1	たけうちよういち 竹内洋一 (昭和29年10月9日生)	昭和55年4月 日本ユニバック株式会社(現日本ユニシス株式会社)入社 平成2年7月 同社米国駐在員事務所(ニューヨーク)駐在 平成8年4月 同社総合企画部経営企画室 平成13年1月 同社テクノロジー・ソリューション事業部企画室 平成15年8月 NULシステム・サービス・コーポレーション代表取締役社長就任 平成22年4月 日本ユニシス・ビジネス株式会社取締役常務執行役員就任	一株
2	あしべたかし 芦部隆 (昭和20年10月23日生)	昭和43年4月 オリエン特・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 平成7年6月 オリックス生命株式会社常務取締役就任 平成11年4月 オリックス・インシュアランス・プランニング株式会社代表取締役就任 平成15年4月 オリックス・インベストメント株式会社代表取締役就任 平成25年6月 当社監査役就任(現任)	一株
※3	みたにふさお 三谷総雄 (昭和19年2月5日生)	昭和42年4月 第百生命保険相互会社入社 昭和58年4月 同社京阪支社長 昭和60年4月 同社徳島支社長 平成3年4月 同社和歌山支社長 平成7年8月 同社事業法人部代理店推進担当部長 平成10年6月 帝都自動車交通株式会社監査役就任 平成13年8月 株式会社協真エンジニアリング監査役就任 平成18年9月 株式会社白組監査役就任(現任)	一株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 芦部隆氏、三谷総雄氏は社外監査役候補者であります。
4. 芦部隆氏につきましては、経営、金融等の豊富な経験及び財務、会計に関する知見と、幅広い見識のもと、今後も引き続き当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくと同時に、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくため、社外監査役として、選任をお願いするものであります。
5. 三谷総雄氏につきましては、監査役としての豊富な経験と、生命保険業界で得られた幅広い見識のもと、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として、選任をお願いするものであります。
6. 芦部隆氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
7. 社外監査役候補者との責任限定契約について
 定款において社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、本議案が承認された場合には、賠償責任限度額を法令の規定する額とする契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたりましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
えび な てつ じ 蛭名 鐵 司 (昭和20年10月31日生)	昭和40年3月 税務大学校仙台研修所卒業 平成3年7月 渋谷税務署総務課長 平成5年7月 練馬東税務署副署長 平成9年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成14年7月 税務大学校教育第一部主任教授 平成16年7月 神奈川税務署長 平成17年8月 税理士開業 現在に至る	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 蛭名鐵司氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 蛭名鐵司氏につきましては、税理士としての専門の見地から、特に会計、税務に関する知見と、幅広い見識を当社の監査体制の強化にいかしていただくため、補欠の社外監査役として、選任をお願いするものであります。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
4. 補欠社外監査役候補者との責任限定契約について
 定款において社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。蛭名鐵司氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で賠償責任限度額を法令の規定する額とする契約を締結する予定であります。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 変更理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約の締結できる会社役員^(注)の範囲が変更されたことに伴い、非業務執行取締役および監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第29条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、定款第29条の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

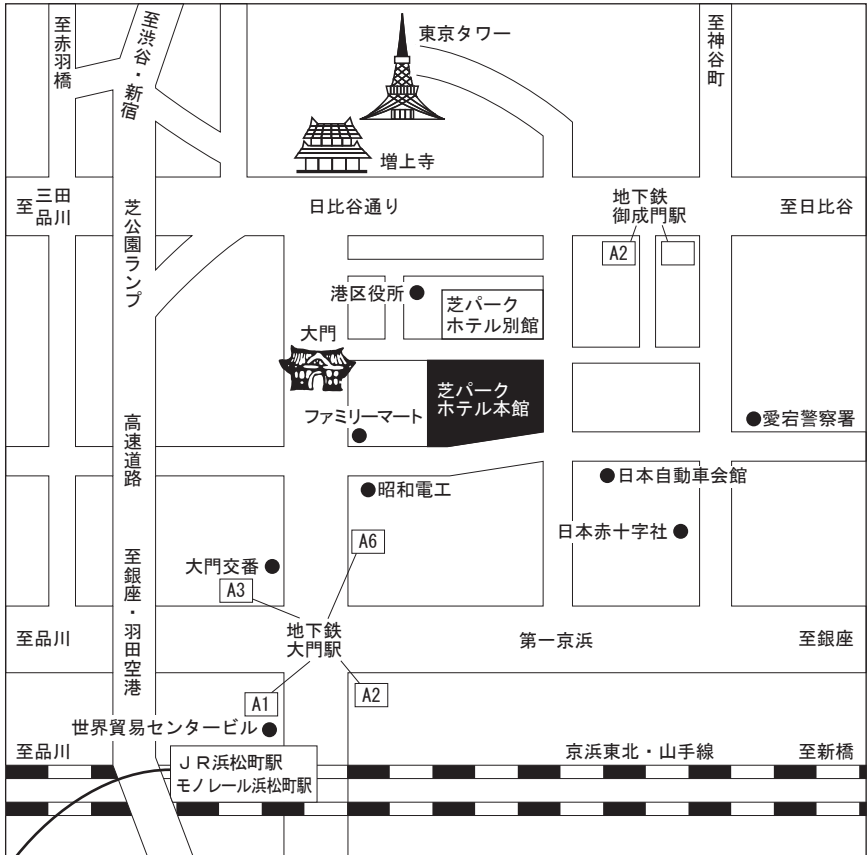
（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第29条（<u>社外</u>取締役の責任免除）</p> <p>（新設）</p> <p>当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第29条（取締役の責任免除）</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第39条（<u>社外</u>監査役の責任免除）</p> <p>（新設）</p> <p>当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第39条（監査役の責任免除）</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、<u>当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以上

株主総会会場ご案内図

【会 場】東京都港区芝公園一丁目5番10号
 芝パークホテル 本館3階 牡丹の間
 【電話番号】03-3433-4141 (代表)



- (交通) ● JR・モノレール
 浜松町駅 (北口) より徒歩8分
- 都営地下鉄三田線
 御成門駅 (A2) より徒歩4分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線
 大門駅 (A6) より徒歩5分